

# 平成21年

# 夏の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

目的 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 安全は 自ら うちから 地域から

- 運動の重点
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
  - 2 二輪車の交通事故防止
  - 3 飲酒運転の根絶
  - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



## 統一主要行事

| 行事名              | 実施日          | 内容   |
|------------------|--------------|--|
| 事前街頭指導・広報の日      | 7月10日<br>(金) | 本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。                            |
| 子どもと高齢者の交通事故防止の日 | 7月15日<br>(水) | 子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会の開催や高齢者宅訪問指導等の強化、一般ドライバーに対し、子どもや高齢者の保護についての広報を強化する。        |
| 飲酒運転根絶推進の日       | 7月17日<br>(金) | 改正道路交通法について各種広報による県民への周知に努めるとともに、繁華街における見せる活動や飲食店に運転者へのアルコール類の提供禁止を求める活動を展開する。 |

静岡県交通安全対策協議会

# 《運動の重点》

## 1 子どもと高齢者の交通事故防止

### (1) 各機関・団体共通

ア 街頭での幼児・児童や高齢の歩行者、高齢者が運転する自転車等に対する交通安全指導の実施

イ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示車両への思いやり・いたわり運転の実践

ウ のぼり旗等を利用した街頭キャンペーンや啓発活動の実施

エ 通園・通学路、高齢者施設、公園付近等における交通安全点検の実施

オ 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

カ 夕暮れ時から夜間外出時の明るい色の服装や反射材用品の活用  
啓発活動の実施

キ 自転車のルール・マナーの周知、早めのライト点灯や反射材用品の活用等の街頭指導の実施

ク 静岡県道路交通法施行細則が改正され、特定の自転車に限り、  
幼児二人同乗が認められたことから、幼児二人同乗用自転車の利用  
についての広報・啓発活動の推進

ケ 「思いやり パッシング運動」の推進

### (2) 保育所、幼稚園、小学校等関係

幼児・児童の乗車用ヘルメット着用指導



## 2 二輪車の交通事故防止

### (1) 各機関・団体共通

ア 安全なスピードや安全確認・操作等の実践に関する交通安全教室、街頭指導の実施

イ 二輪車プロテクターやエアバッグジャケット等の被害軽減につながる装備着用の広  
報・啓発の実施

ウ 「事故ゼロの日」における二輪車事故防止に特化した活動の推進

### (2) 官公庁、企業関係

職員や従業員に対する二輪車の利用に関する安全教育の実施



## 3 飲酒運転の根絶

### (1) 各機関・団体共通

ア 飲酒運転の危険性・悪質性の認識、「二日酔い」での飲酒運転等、具体的な知識を  
伝える交通安全教育の実施や飲酒運転根絶気運の醸成

イ 改正道路交通法の施行により、悪質・危険な違反行為である飲酒運転等の違反点数  
が引き上げられたことの広報・啓発の実施

ウ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施

エ 各種機会を捉えた飲酒運転根絶と飲酒後歩いて帰宅途中、道路へ寝込んでねられる  
事故を防止するため、酩酊者の自宅までの送り届けの呼びかけ

### (2) 企業・飲食店関係

ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない  
環境づくりの促進

イ 運転者への酒類提供禁止の徹底



## 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸  
対策の実施